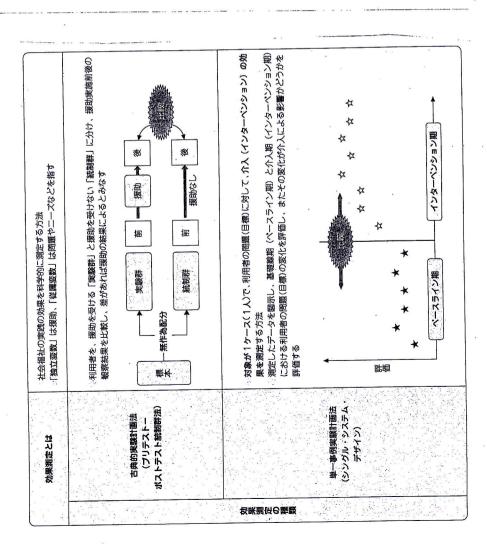
## 効果測定



## ◆統計法の概要 会能計法の目的文

統計法の全部改正

4 基幹統計

3 加工統計(二次統計)

社会の発展を支える情報基盤として、調査票情報などの利用や提供をする二 調査票情報の二次利用用

り 調査票情報等の保護

■名データの適正管 理義務 ☆☆

中部鐵路 

● かたり調査の禁止

今的統計の整備に関する基本的な計画

の統計委員会

「この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤 本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及び その有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上 となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基 に寄与することを目的とする」(「統計法」第1条)。

(平成19) 年に改編し、近年のインターネットの普及などに対応して、基幹 旧「統計法」(1947 (昭和22) 年)を、統計調査によって得られた統計だけ でなく、公的機関が作成した統計も含む統計全般を対象とした法律に2007 統計のインターネットへの公表などの規定も盛り込まれた。

国勢統計や国民経済計算など、行政機関が作成する統計のうち重要なものと して総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけている(「統計法」 一次統計で得られたデータについて、何らかの加工を行って得られる統計を

次利用を進めようとするもの。「統計法」第3章で規定している。

「統計法」第4章で規定されている。調査票情報などの適正管理や利用制限 など、情報の保護について規定している。

「統計法」により、学術目的などの理由で匿名データ(個人や企業が特定で きない形に加工されたデータ)の提供を受けることができるが、そのデータ の管理については適正管理義務が生じる。 統計調査の情報を目的以外に利用・提供した場合の罰則が規定されている。 守秘義務規定に違反した者は、2年以下の懲役または100万円以下の罰金。 公的な調査と思わせるような紛らわしい表示や説明を行って、情報を得る行 為を「かたり調査」とよび、禁止している。違反者および未遂者は2年以下 の懲役または100万円以下の罰金。 公的統計の総合的整備を政府全体で行うため、閣議決定によって基本計画を 定める。基本計画はおおむね5年ごとに見直しを行う。 基本計画案などを専門的に作成することなどを目的として、統計委員会が内 閣府内に設置されている。「統計法」第5章で規定されている。